

2 計画の基本方針

- 本計画は、健康増進法第8条に基づき作成するもので、国の「二十一世紀における第2次国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」（計画期間：平成25年度～平成34年度）及び長崎県の「健康ながさき21（第2次）（長崎県健康増進計画）」（計画期間：平成25年度～平成34年度）との調和に配慮します。
- 本市が策定する「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「特定健康診査等実施計画」、「データヘルス計画」及び「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図ります。
- 平成28年4月に改正された自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画を包含するものとします。
- 健康づくり対策の取り組みにあたっては、「健康いさはや21Ⅱ^{ドゥ}（健康増進計画（第2次））」の4つの目標である「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「生活習慣の改善」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」及び「健康を支え、守るための社会環境の整備」を継続し、その評価をふまえた施策を展開するとともに、新たに「自殺予防」を追加し、その取り組みを推進するものとします。
- 本計画は、行政計画であると同時に、健康な暮らしを実現するための市民一人ひとりの行動計画であり、地域住民・関係団体・保健医療専門団体・行政との協働計画を併せもつものとします。